

岩手県監査委員告示第35号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第15号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月29日

岩手県監査委員 高 橋 元
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体名 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年12月16日

(2) 本監査実施日 平成29年2月15日

3 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
給与改定差額の会計処理に当たり、会計年度を誤っていたので、適正な事務の執行に努められたい。	給与改定差額について、前年度予算で支出すべきものを当年度予算で支出したものである。 今後は、誤りの内容及び適正な事務処理について周知を図り再発防止に努める。